

久喜市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成２５年久喜市告示第１４６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「有すること」を「有する者であること」に改め、同項第３号中「両耳の聴力レベル」を「いずれかの耳又は両耳の聴力レベル」に、「交付対象とならないこと」を「交付対象とならない者であること」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。